

「フォレスト・サポーターズ」参加企業・団体等活動規約（1）

■趣旨

参加企業・団体等活動規約（以下「本活動規約」といいます。）は、「フォレスト・サポーターズ」に参加するすべての企業・団体等（以下「サポーター団体」といいます。）が「みんなで大切な森林を未来世代へつなぐ」という目的に賛同し、活動を行うにあたり遵守すべき事項を定めるものです。

■参加資格等

（1）日本国内のすべての企業・団体等は、「フォレスト・サポーターズ」運営事務局（以下「事務局」といいます。）に対し、別記様式の申請書を提出し、参加承認を得ることで、「フォレスト・サポーターズ」に参加することができます。

（2）申請書の記載等から、当該企業・団体等が反社会的な活動を行うなど「フォレスト・サポーターズ」の目的に反すると疑われる場合には、参加が承認されないこともあります。

■活動内容

サポーター団体は、「フォレスト・サポーターズ」の目的を達成するために、身近な地域や農山村における森林づくり活動への参加を促す普及啓発や、下記の4つのいずれか、あるいは複数の活動に重点を置いた具体的な活動に努めるものとします。

（1）森にふれよう：森で過ごしたり、森の中で行なわれるイベントや活動に参加してみよう。

（2）木をつかおう：間伐材などの国産材でつくられた製品を使おう。

（3）森をささえよう：森林ボランティア活動や、企業の森づくりに取り組んだり、募金や寄付で森づくりを応援しよう。

（4）森と暮らそう：農山村の暮らしを体験したり、森で働いてみよう。

「フォレスト・サポーターズ」参加企業・団体等活動規約（2）

■ロゴマークの使用等

- (1) サポーター団体は、参加承認と併せて事務局からロゴマークの使用承認を得ることで、ロゴマークを無償で使用することができます。
- (2) サポーター団体は、ロゴマークの使用に関する権利を第三者に譲渡、担保提供若しくは転貸し、又は、代理使用を許諾することはできません。
- (3) ロゴマークの使用承認を受けたサポーター団体が「フォレスト・サポーターズ」の参加資格を喪失した場合、当該サポーター団体は、ロゴマークを使用することはできません。
- (4) ロゴマークは、サポーター団体の「フォレスト・サポーターズ」への参加を示すとともに、本運動の趣旨を社会一般に普及啓発していくために使用するものであり、以下の形態での使用は禁止します。
 - ① 営利目的の個別商品・サービスに使用される場合
(ただし、企業のCSR活動報告や会社紹介等の非営利目的での使用はこの限りではありません。)
 - ② サポーター団体自体や提供する商品・サービス等の性能や品質を担保・証明すると誤解されるような場合
 - ③ その他「フォレスト・サポーターズ」の目的に反すると疑われる方法で使用する場合
- (5) サポーター団体は、自己の責任において活動を行うものとし、活動内容やロゴマークの使用に関連して生じた損害や第三者との紛争について、事務局は一切の責任を負いません。
- (6) サポーター団体は、ロゴマークの使用にあたり、自己が「フォレスト・サポーターズ」に参加、応援していることを示す文言の付記に努めるものとします。
- (7) サポーター団体は、ロゴマークの使用にあたり、ロゴマークの使用承認と併せて送付される「「フォレスト・サポーターズ」ロゴマーク使用ガイドライン」を遵守してください。

「フォレスト・サポーターズ」参加企業・団体等活動規約(3)

■参加の取りやめ等

- (1) サポーター団体は、事務局に対し、電子メールやFAXなどの文書(書式自由)で届出をすることにより、適宜「フォレスト・サポーターズ」への参加を取りやめることができます。
- (2) 前項の場合においても、事務局は、サポーター団体の過去の参加に伴う活動報告等に関する情報を保有し、「フォレスト・サポーターズ」活動に利用することができるものとします。

■参加資格の取消等

- (1) 事務局は、サポーター団体が次のいずれかに該当する場合、当該サポーター団体の参加資格を取り消すことがあります。
 - ① 倒産、解散したとき
 - ② 本活動規約に違反し、またはその疑いがある場合
 - ③ 「フォレスト・サポーターズ」の目的に明らかに反するような行為を行ったと認められるとき
 - ④ 活動を強制したり、誤認される行動で利益誘導を行ったと認められるとき
 - ⑤ 暴力団又は暴力団の構成員と認められる者が関係している、又は関係しているおそれのある場合
 - ⑥ 特定の政治活動、宗教活動を目的とする、又はそのおそれのある場合
 - ⑦ 法令や公序良俗に反する行為をしたとき
 - ⑧ サポーター団体が本活動規約または「フォレスト・サポーターズ」ロゴマーク使用ガイドライン」に違反し、事務局による是正勧告に従わない場合
 - ⑨ 「フォレスト・サポーターズ」会員団体の信用を傷つける行為を行ったと認められるとき
 - ⑩ その他、事務局がサポーター団体として相応しくないと判断した場合

■規約の改訂

本活動規約は、事務局により必要に応じて改訂される場合がありますので、ご承知ください。

附 則

本活動規約は、令和8年2月6日から施行します。